

意見書案第 7 号

下水道施設の改築に係る国庫補助の継続に関する意見書（案）

地方自治法第 99 条の規定により、関係行政庁に対し『下水道施設の改築に係る国庫補助の継続に関する意見書』を別紙のとおり提出する。

平成 30 年 12 月 26 日

京田辺市議会

議長 奥西 伊佐男 様

提出者	京田辺市議会議員	
〃	〃	喜多 和彦
〃	〃	市田 博
〃	〃	河本 隆志
〃	〃	櫻井 立志
〃	〃	青木 綱次郎

下水道施設の改築に係る国庫補助の継続に関する意見書（案）

京田辺市では、これまで下水道施設の整備を積極的に進めてきた一方で、管路の老朽化に伴う道路構造物への影響を防止すると共にライフラインの健全性の維持を目的として、国庫補助制度を活用して計画的に改築を進めてきたところである。

しかしながら、国の財政制度等審議会において、下水道施設については受益者負担の観点から汚水施設の改築は原則として使用料で賄うべきとの提言がなされたところである。

今後、老朽化した下水道施設への改築に係る国庫補助が削減または廃止されることとなると著しく高額な下水道使用料を設定せざるを得なくなり、市民生活に重大な影響を及ぼす極めて深刻な状況と受け止めている。

下水道は、高い公共性を有する社会資本であり、水質汚濁防止法にも国の責務が明記されている。また、国庫補助は、地方財政法上、国が義務的に支出する負担金として整理されており、下水道を支える国の責務は施設の新築・改築によって変わるものではない。

よって、国におかれては、下水道事業の継続的かつ計画的な遂行により、将来にわたり市民生活や社会経済活動を守り、快適な暮らしを支えると共に公共用水域の水質を保全することができるよう、下水道施設の改築にかかる国庫補助を継続するよう強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出する。

平成 年 月 日

京都府京田辺市議会

【提出先】衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、国土交通大臣

意見書案第 8 号

危機管理体制の充実と被災者支援の強化を求める意見書（案）

地方自治法第 99 条の規定により、関係行政庁に対し『危機管理体制の充実と被災者支援の強化を求める意見書』を別紙のとおり提出する。

平成 30 年 12 月 26 日

京田辺市議会

議長 奥西 伊佐男 様

提出者	京田辺市議会議員	松村 博司
〃	〃	次田 典子
〃	〃	河本 隆志
〃	〃	櫻井 立志
〃	〃	青木 綱次郎

危機管理体制の充実と被災者支援の強化を求める意見書（案）

7月の西日本豪雨災害をはじめ、度重なる台風や地震といった自然災害により、全国各地では様々な被害が生じている。

京都府では、大阪府北部地震、西日本豪雨、台風20号、21号及び24号などの連続した災害により甚大な被害が発生し、復旧途中での再三の被災は、生活再建さえもままならない府民にとって大変大きな被害となっている。

特に、京田辺市においては、台風21号により、強風による倒木、家屋損壊、停電などが広い地域で発生し、人的被害、住宅被害のほか学校施設、文化財への被害をはじめ、農業関係、河川、商工関係などにも大きな被害が及んでいる。

については、国におかれては、国民の安心安全を確保するための危機管理体制の強化、治山治水対策の見直し及び避難所の環境改善と充実を図るとともに、住宅、学校、文化財、病院などをはじめ、被災されたあらゆる方への支援、復旧のための取組を強化されるよう強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出する。

平成 年 月 日

京都府京田辺市議会

【提出先】衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣、内閣官房長官、内閣府特命担当大臣

意見書案第 9 号

消費税 1 0 %への増税中止を求める意見書（案）

地方自治法第 9 9 条の規定により、関係行政庁に対し『消費税 1 0 %への増税中止を求める意見書』を別紙のとおり提出する。

平成 3 0 年 1 2 月 2 6 日

京田辺市議会

議長 奥西 伊佐男 様

提出者	京田辺市議会議員	
〃	〃	岡本 亮一
〃	〃	横山 榮二
〃	〃	次田 典子
〃	〃	増富 理津子
〃	〃	西畑 利彦
〃	〃	青木 綱次郎

消費税１０％への増税中止を求める意見書（案）

政府は、２０１４年４月に消費税率を５％から８％に引き上げた。その結果、日本経済は深刻な消費不況に落ち込み、２０１４年度のＧＤＰは、２０１３年度比でマイナスに転落、２０１５年１０月に予定していた１０％への再増税を２回も延期することになった。

「経済の底が抜けた」といわれるほどの消費不況を招き、その影響は４年以上たった現在もぬぐい切れず、政府が調査した家計の消費支出によると、増税後ほとんどの月で、前年比マイナスとなっている。

そのような情勢のなかで政府は、幼児教育・保育の無償化など「全世代型社会保障」実現に向けた財源を確保するとして、２０１９年１０月から消費税率を１０％へと引上げることがを表明した。

経済の土台である消費と所得が落ち込む中で、消費税増税を強行すれば、子育て世帯を含めた全世代の暮らしを直撃することになり、経済全体に大きな影響をもたらすことは明らかである。

よって国及び政府におかれては、２０１９年１０月からの消費税１０％増税を中止するよう強く要望する。

以上、地方自治法第９９条の規定に基づき意見書を提出する。

平成 年 月 日

京都府京田辺市議会

【提出先】衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、経済産業大臣